ふるさと納税が増えると

豊島区の税収は減っていく！

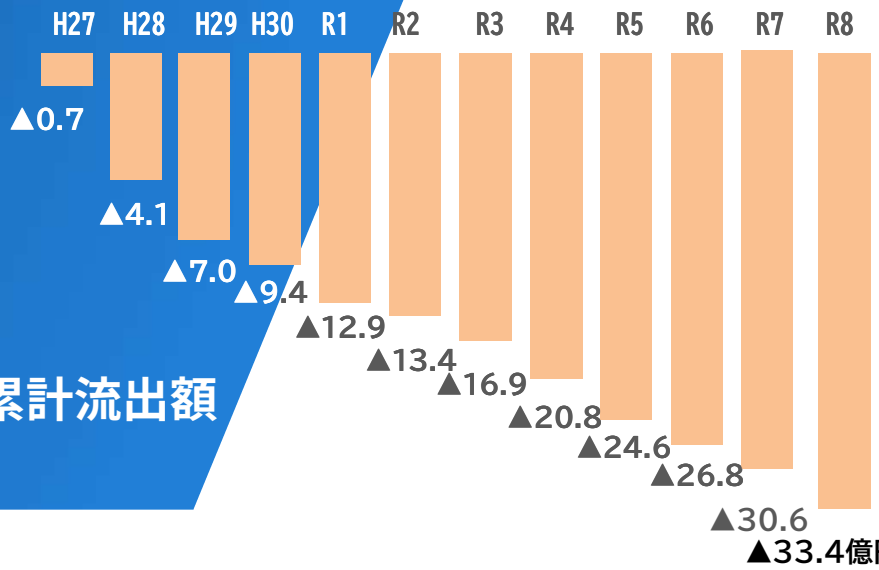

ふるさと納税による豊島区の累計流出額
▲200億円

＜ふるさと納税とは＞

生まれ育った故郷や応援したい地域を選び寄附する制度

＊寄附額のうち2,000円を超える部分について、所得税や住民税から控除

☞本来の趣旨を逸脱し、**返礼品ありきのゆがんだ制度**

☞豊島区民に使われるべき税金が**累計200億円が流出！**

＜200億円で何ができる？＞

学校改築 2校分

道路・公園維持管理 8年分

ごみ収集・運搬・処理 4年分



このままでは住民サービスの低下につながる恐れ！

ふるさと納税制度の「落とし穴」

詳細は裏面へ



高所得者ほど恩恵が大きい



恩恵を受けているのは、ごく一部の自治体のみ



住民サービスに使える税金は減っている

ワンストップ特例制度について

ワンストップ特例制度は、所定の手続きをするだけで、確定申告をしなくても寄附金控除を受けられる制度です。

しかし、ワンストップ特例では、**本来国税である所得税から控除される税額控除が住民税から控除**され、自分が住むまちの財源がさらに減少します。

〈ふるさと納税の税額控除〉

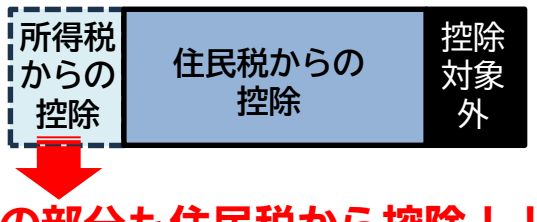

この部分も住民税から控除！！

ふるさと納税制度の『落とし穴』



高所得者ほど恩恵が大きい

所得に応じて控除額の上限も高くなる仕組みであり、高所得者ほど多額の返礼品を受け取ることができる歪んだ制度となっています。

恩恵を受けているのはごく一部の自治体のみ

全国1,741自治体のうち、寄附受入額が上位10%の自治体で、全国寄附受入総額の60%を占めており、
特産品の有無などにより、自治体間で受ける恩恵に
大きな格差が生じています。

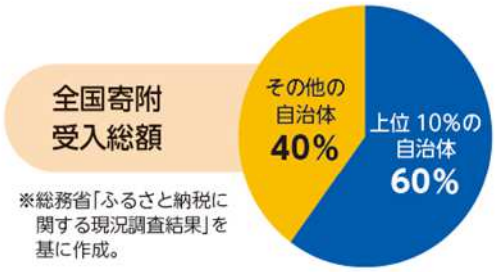

※総務省「ふるさと納税に関する現況調査結果」を基に作成。

自治体が使えるのは寄附金の50%程度に過ぎない

寄附金の約50%は、返礼品や広告費(サイト利用料)等の寄附を集めるための経費として使われてしまっており、
寄附金の全額を住民サービスの向上に活用することは
できません。

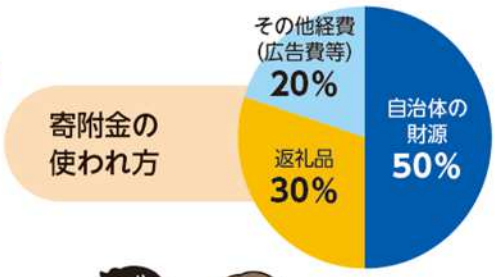



このままでは住民サービスが危ない！

ふるさと納税制度は、表向きは個人にとって魅力的な制度かもしれませんが、
その裏側では、「地域を応援する」という本来の趣旨が失われ、返礼品ありきの制度になっています。
その結果、豊島区が本来得られるはずだった財源が減少するため、
日々利用している住民サービスの低下につながってしまいます。



いま一度、ふるさと納税について考えてみませんか?



23区の取組

特別区長会要望活動

制度の廃止を含めた抜本的な見直しについて、毎年総務省宛てに要望書を提出しています。
また今後、問題意識を同じくする地方自治体と連携し、更に取り組んでいきます。

特別区の主張

ふるさと納税制度を含めた「不合理な税制改正に対する特別区の主張」を毎年作成しています。

〇お問い合わせ先　豊島区政策経営部財政課　03-4566-2521

〇ふるさと納税制度の問題点は、区ホームページに掲載しています。
右の二次元コードからアクセスしてください➡